

## 地域密着型サービスのみなし指定事業所にかかる加算の届出及び 「事業所異動連絡票情報（サービス情報）」への「登録保険者番号」 の設定について

地域密着型サービスについては、他市町村から事業所の指定を受ける場合には、当該他市町村に対し、指定の申請と合わせて、介護給付費算定に係る体制等に関する届出を行う必要があります。

また、平成18年4月1日に事業所所在の市町村及び他市町村から地域密着型サービスの指定を受けたとみなされたグループホーム等については、新たな指定の申請は不要ですが、介護報酬の請求・支払に関する審査をする上で必要とされることから、介護給付費算定に係る体制等に関する届出をそれぞれの市町村に対して行うことが必要です。（介護制度改革インフォメーション VOL96 「平成18年4月改定関係Q&A（VOL3）」問22」を参照）

この度、事業者からの当該市町村への届出、及びこれに伴う都道府県事業所台帳の整備状況等を考慮し、国保連合会における審査支払事務を滞りなく円滑に実施するため、都道府県が作成する事業所所在地以外の市町村の指定に係る「事業所異動連絡票情報」（サービス情報）への「登録保険者番号」の収録、及び当該情報に基づく国保連合会での審査については、地域密着型サービスのみなし指定分に限り、その実施を1ヶ月間遅らせ、6月審査分から実施することとします。

なお、4月サービスの5月審査分については、後日、縦覧点検等により確認を行うこととします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内市町村（政令市・中核市を含む。）へ周知するとともに、制度改正の円滑な施行に向けて、ご協力方よろしくお願い致します。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険課

課長補佐 福井

システム管理指導官 佐藤

TEL03-5253-1111（内線）2166